

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき
化学物質を定める省令（案）」に対する意見募集について

令和8年6月1日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 意見募集の趣旨、目的及び背景

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）までの間、意見募集（パブリックコメント）を行います。

2. 意見募集対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで（必着）

4. 資料入手方法

（1）以下のウェブサイトに掲載

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_150859_143_144.html

【経済産業省 HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html

【環境省 HP】

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

（2）窓口での配布（事前に「6. 意見提出先」に記載している各室メールアドレスに御連絡の上、入館登録の程よろしくお願い致します。）

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 6階公園側）

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

（東京都千代田区霞が関 1-3-1 本館8階東）

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 23階公園側）

5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式及び以下の記入要領に従い、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール又は郵送のいずれかの方法で、御提出ください。

この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見はいずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見

を複数の省に御提出いただく必要はありません。

(注意事項)

- ・ 御意見は日本語で御提出ください。
- ・ 件名に必ず「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）に対する意見」と記載してください。
- ・ 郵送の場合は、A4版の用紙で御提出ください。
- ・ 上記以外の方法（電話など）での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

【記入要領】

(宛先)「6. 意見提出先」の「②電子メール又は郵送の場合」に記載されているパブリックコメント担当宛

(件名) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）に対する意見
(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

【氏名】(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所(※どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由(※根拠となる出典等を添付又は併記してください)

6. 意見提出先

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

※6000文字を超える場合は、その他の方法により御提出ください。

②電子メール又は郵送の場合

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail: exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

E-mail: bzl-kashin-public-comment@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail: chem@env.go.jp

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

7. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可

能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

8. 参考情報

本案に関連して、令和8年3月20日（金）から令和8年4月18日（土）までの間、以下の意見募集を実施しました。

- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126059&Mode=1>

(別添)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

パブリックコメント担当 宛

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）	
・ 意見内容	
・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	